

学生各位

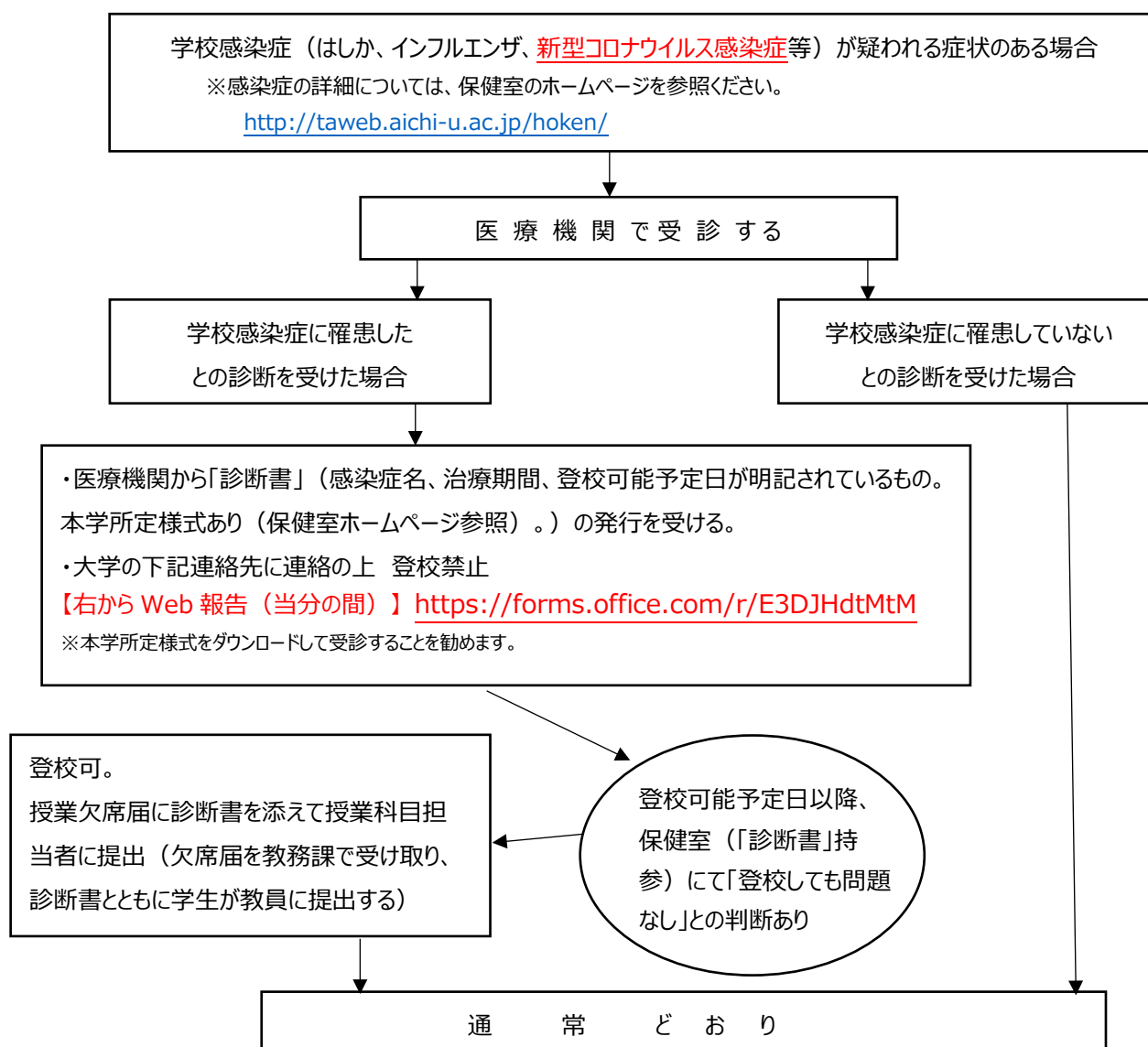
危機管理委員会/感染症対策部会

## 学校保健安全法に定められた感染症にかかった場合の対応について

### 【趣旨】

学校保健安全法に定められた感染症（はしか、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、水ぼうそう等、通称：学校感染症）に罹患した場合、大学として集団感染を抑制し、休校等の措置を回避する対策をとります。

該当者は、以下のフローチャートにしたがってください。



### 【問合せ先】

- ①名古屋校舎：学生課 052-564-6113    ②豊橋校舎：学生課 0532-47-4118  
③大学院事務課 052-564-6125    ④大学院事務課 車道事務室 052-937-8115